

(3) 心の健康づくり対策

- **思春期児童等の心の健康づくり対策の推進** 52百万円
思春期児童や災害被災者等に対する心のケアの充実を図るため、専門家の養成研修等を実施する。また、関係機関の連携による思春期児童等の専門家チームを構成し、相談から指導、解決まで総合的に対応するモデル事業を都道府県等において実施する。

(4) 健康危機管理対策の推進

- **健康危機管理情報システムの構築（☆）** 69百万円
自然災害、毒劇物等によって発生する健康危機に迅速・的確に対応するため、正確な情報をリアルタイムで把握し、専門家等の参画による速やかな対応を図るためのシステムを開発する。

(5) 大規模感染症対策の強化

- **大規模感染症発生時の広域的連携の強化及び事前対応体制の構築** 5百万円
国際化の進展により海外との交流機会が拡大しており、特にサッカーの2002年ワールドカップ開催に対応した感染症危機管理対策として、迅速な感染症発生への把握、専門家による対応の検討、ブロックごとの広域連携を図るための連絡協議会の設置等を行う。

(6) 臓器移植対策の推進

30億円

- **臓器移植の推進** 5.5億円
学校教育の場で臓器移植の普及啓発を行うため、教育用普及啓発読本を作成、配布するとともに、臓器提供施設において提供事例が発生した際に生じる費用の一部について支援するなど、臓器移植の普及推進を図る。
- **骨髄移植の推進** 9.4億円
骨髄バンクのドナー登録者の目標（30万人）を達成するため、全国各地で骨髄提供登録会を開催することにより、骨髄移植に対する国民の理解と認識を高め、骨髄移植の普及を推進する。
- **さい帯血移植の推進** 9.3億円
さい帯血の保存目標（平成14年度に2万個）を達成するため、さい帯血バンクの増など採取及び保存体制の整備を図る。

(7) シックハウス対策の推進等

12億円

- シックハウスに関する医療施設の整備等 5億円
医療機関に環境調整室（クリーンルーム）を整備するとともに、室内環境基準の設定を推進するなど、シックハウス対策の充実を図る。

- 生活環境中の有害化学物質対策の推進（☆） 7.5億円
特定化学物質の環境中への排出量を的確に把握するため、事業所からの報告をオンラインで受け入れ、適切に公表する（P R T R制度）ためのシステム整備を行う等生活環境中の有害化学物質対策の充実を図る。

(8) リウマチ・アレルギー対策の推進

19億円

- 免疫アレルギー疾患に関する研究等の推進
・リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、膠原病などの免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法に関する研究を推進する。（☆）
・免疫アレルギー疾患に関する正しい情報の普及を図る。

3 食品の安全対策の強化

149億円

- 食肉の安全確保のための牛海綿状脳症（B S E）対策の強化 52億円
・B S Eに感染した牛の肉が食用として流通することがないように、平成13年度に引き続き、特別措置として検査キットの整備に対する補助を行うとともに、検査機器の整備や検査技術の研修を実施し、各自治体において迅速かつ適正に全頭検査を行うための体制強化を図る。
・特定危険部位の適正処理を推進するため、と畜場に脊髓除去設備や焼却設備等を整備する。
・B S Eに関する正しい情報の普及啓発を推進するとともに、食肉検査の高度システム化モデル事業など、地域の特性に応じ、食肉安全性確保推進事業を実施する。
・検疫所における輸入牛肉のモニタリング検査体制の強化を図る。
・B S Eの病因とされる異常プリオン（たんぱく質の一種）についてのより精度の高い検査法の確立や感染メカニズムの解明等に関する研究を進める。（☆）

- 遺伝子組換え食品の検査体制の強化等 2.6億円
安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品の混入、流通を防止するため、より有効な検査法を検討し、輸入時のモニタリング検査体制の強化を図るとともに、自治体等における検査の精度管理体制を整備する。
- 輸入食品の安全確保の推進 6.6億円
野菜、鶏肉をはじめとする輸入食品の安全を確保するため、検疫所におけるモニタリング検査体制の強化を図る。
- 残留動物用医薬品の基準策定の推進 80百万円
我が国で残留基準が設定されていない動物用医薬品について、国際的基準に基づいた暫定的な残留基準を設定するなど、畜水産食品の安全確保を一層推進する。

4 安全でおいしい水道水の安定供給	1,139億円
--------------------------	----------------

- 水道施設の整備 1,134億円
すべての国民に安全で良質な水道水の供給を行うとともに、地震・濁水に強い水道づくりを着実に推進する。
- 水道広域化及び統合化の推進（☆） 22百万円
各都道府県が策定する広域水道計画の見直しに際し、市町村合併等の形態に応じた水道事業統合の長所、短所を整理した統合計画案を策定する。また、水道事業の第三者委託が認められたことを踏まえ、適正委託のためのガイドラインを作成する。
- 健全な水循環の形成に関する研究の推進（☆） 1.5億円
・河川や下水道への負荷を軽減し、健全な水循環系を構築するため、居住環境に応じた水の有効利用手法や地域レベルの節水型水道システム等についての研究開発を行う。
・水道事業における環境負荷の軽減等を図るため、環境管理手法の体系化、水道の熱エネルギーの活用方策、水道水源の水質監視の高度化等についての研究開発を行う。
- 水道事業における民間活力の活用等（☆） 30百万円
水道事業の合理化を推進するため、PFI事業の導入に向けたPFI活用ガイドラインの策定等を行うとともに、濁水時に都市用水を効率的に運用するため、水道事業者が濁水時節水総合計画を策定するためのガイドラインを策定する。

- **薬物乱用防止のための普及啓発の推進** 39百万円

都道府県知事から委嘱された薬物乱用防止指導員の中から、地域における中心的な指導者を養成するとともに、指導員が地域の各種会合において啓発活動を行うための啓発用資材（CD-ROM、ビデオ）を作成、配布する。

- **取締体制の強化**

急増する外国人による麻薬・覚せい剤の組織的密売の摘発を推進するため、その壊滅を目指した取締りの体制強化を図る。

第6 障害者の自立・社会参加・雇用の推進と良質な福祉サービスを提供するための体制整備

障害者の自立と社会参加を推進するため、住まいや働く場の確保、地域における自立の支援等、障害者プランを着実に推進するとともに、障害者雇用対策の見直しを行うなど、障害者の雇用就業施策及び保健福祉施策の充実を図る。

また、福祉分野における第三者評価の推進、福祉に携わる人材の質の向上など良質な福祉サービスを提供するための体制を整備するとともに、地域福祉計画の策定、ボランティア活動への支援等地域福祉の推進を図る。併せて、低所得者等の生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度の充実を図る。

1 障害者雇用対策の推進

143億円

(1) 障害者雇用対策の見直し等経済情勢の変化等に対応した障害者雇用の促進

75億円

- 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業の実施 18億円
就職が特に困難な知的障害者、精神障害者等の雇用の促進を図るため、授産施設等と連携して、障害者の就職先に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職業的自立に向けての総合的かつ具体的・実践的な人的支援を実施する。
20か所 → 47か所
- 障害者の職業能力開発の推進 51億円
視覚障害者の職業的自立に資するための訓練設備の整備等を図ることにより、障害者の職業能力開発を推進する。

(2) 福祉と雇用の連携による就業・生活支援の推進

- 障害者就業・生活支援センター（仮称）による就業・生活支援の一体的推進 5.5億円
障害者に対する就労面及び生活面での支援を充実するため、地域における保健福祉及び雇用関係機関の連携の拠点として、「障害者就業・生活支援センター」（仮称）を設置し、職業相談、生活相談等の支援事業を実施する。
25か所（モデル事業） → 47か所

(3) 精神障害者の雇用対策の推進

10億円

- 地域障害者職業センターによる精神障害者職業自立支援事業の拡充 1.3億円
地域障害者職業センターが、地域の雇用、医療、福祉の機関等との連携の下に、精神障害者を医療リハビリテーションから職業リハビリテーションに円滑に移行させ自立を図るための事業を実施する。
- 医療機関と連携した精神障害者の実践的な求職活動指導の充実 86百万円
公共職業安定所が職員を医療機関、福祉施設等へ派遣し、就業意欲の高い精神障害者を対象として、実践的な求職活動指導を実施する。

2 障害者保健福祉施策の推進

6,667億円

(1) 障害者プランの着実な推進

- 障害者プランの着実な推進 3,050億円
障害者プランの最終年に当たり、地域生活援助事業（グループホーム）等障害者の住まいの確保、授産施設・福祉工場等障害者の働く場の確保、ホームヘルパーの増員など介護サービスの充実を図る。

(2) 自閉症等対策の推進

1.2億円

- 自閉症・発達障害支援センター（仮称）の創設 1億円
自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として、「自閉症・発達障害支援センター」（仮称）を設置する（自閉症児施設、知的障害児施設等に附置。）。

(3) 障害者の情報バリアフリーの推進

- 障害者による情報機器の活用の推進 7.4億円
障害者がパソコンを利用する際に必要となる周辺機器等の購入助成及びその使用方法を教えるボランティアの養成・派遣や、企業等で不要となったパソコンのリサイクル活用等により、障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差（デジタル・ディバイド）を是正する。

(4) 精神医療対策の強化・充実

488億円

- **精神科救急情報センターにおける相談体制の整備** 6.1億円
公立病院、精神保健福祉センター等に設置された精神科救急情報センターに24時間体制の医療相談窓口を整備し、各種医療相談に対応するとともに、必要に応じて精神科救急医療施設への移送等に円滑につなげる体制を整備する。
- **海外の司法精神医療施設における専門医等の養成研修（☆）** 43百万円
国立医療機関等の精神科医等を海外の司法精神医療施設に派遣し、急性期医療や触法精神障害者の医療について研修を行い、専門医等を養成する。

(5) 精神障害者の社会復帰対策の充実

187億円

- **精神障害者に対するホームヘルプサービスの本格実施**
日常生活を営むのに支障がある精神障害者の家庭を訪問して、介護等のサービスを提供し、家庭及び地域での日常生活の維持・向上を支援するホームヘルパーの派遣事業については、これまで試行的に実施してきたが、精神保健福祉法の改正を踏まえ、同法に基づく事業として本格的に実施する。

3 良質な福祉サービスの提供と地域福祉の推進

178億円

- **福祉サービスの第三者評価等の推進** 3.4億円
評価を受ける事業所をモニターとして活用する等普及啓発の促進、評価調査者の養成研修の実施、福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）を通じた評価機関の情報公開等を行う。
また、運営適正化委員会における苦情解決事業の推進を図る。
- **介護福祉士養成施設教員等福祉に携わる人材の資質向上** 20億円
介護福祉士養成施設の教員に対し、介護福祉学、介護教育方法等の専門的な講習を実施するなど、福祉に携わる人材の資質向上等を図る。
- **地域福祉の推進** 35億円
ボランティア活動の振興や地域福祉権利擁護事業の更なる定着を図るとともに、社会福祉法に定められた「地域福祉計画」（平成15年4月施行）の策定を支援する。

4 社会的支援が必要な者の自立に向けた取組

27億円

(1) 生活福祉資金貸付制度の充実

○ 生活福祉資金貸付制度の充実

15億円

低所得者に対するセーフティネットとしての機能を強化するため、保有資産に着目した新たな貸付の導入など制度の充実を図る。

(2) ホームレスの自立支援

○ ホームレス自立支援事業の拡充等

11億円

ホームレス自立支援センターにおいて、生活相談・指導、職業相談・紹介等を行うことにより、ホームレスが就労によって自立できるよう支援する。また、ホームレスの夜間の緊急一時的な宿泊場所（シェルター）の設置を推進する。

5 生活保護

1兆3,837億円

○ 生活扶助費等

国民の消費支出や物価の動向を勘案し、平成14年度基準額は、前年度同額とする。

・標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子、1級地-1）

月額 163,970円

第7 活力ある高齢社会の実現と介護保険制度の着実な実施

急速に高齢化が進展する中、国民の一人一人が長生きして良かったと実感できる豊かで活力のある社会を実現するため、高齢者の知識・経験を生かした雇用・就業機会を確保するとともに、様々な形態で高齢者が社会に参加できるよう支援する。

また、高齢者介護を皆で支え合う介護保険制度を着実に実施し、より良い制度としていくため、ゴールドプラン21の推進など介護サービス基盤の整備、介護サービスの質の向上、要介護認定の仕組みの検討等を行う。

1 高齢者が生き生きと働き、参加できる社会の実現

925億円

(1) 知識・経験を活用した65歳までの雇用の確保

482億円

○ 継続雇用制度の導入の促進

482億円

65歳までの継続雇用を推進するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して、年金支給開始年齢に連動した助成を行う。

(2) 中高年齢者の再就職の促進

128億円

○ 地域高年齢者再就職支援事業の創設(☆)

2.5億円

市区町村と公共職業安定所の協力体制の下、高齢者に対する年金、介護その他福祉サービスに係る情報、求人情報の提供を行うとともに、職業相談を実施し、高齢者の再就職活動を支援する。

(3) 高齢者の社会参加の促進

233億円

○ シルバー人材センター事業の推進

141億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において軽易な就業を希望する高齢者に対し、就業機会、社会参加の場を提供するシルバー人材センター事業を推進する。

○ 高年齢者共同就業機会創出支援事業の推進

18億円

高年齢者が共同して起業することにより、自ら継続的な就業機会を創出する場合に助成金を支給する。

2 介護保険制度の着実な実施と基盤整備等関連施策の推進

1兆7,981億円

(1) 介護保険制度の安定運営の確保

- 介護給付に対する国の負担等 1兆4,835億円

(2) ゴールドプラン21の着実な推進

2,298億円

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備 1,064億円

- ・ゴールドプラン21に基づき、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホーム等を計画的に整備する。
- ・特別養護老人ホームについては、居住環境を抜本的に改善し、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの整備を推進する。

特別養護老人ホーム	13,000人分
介護老人保健施設	7,000人分
痴呆性高齢者グループホーム	500か所
ケアハウス	3,700人分

(3) 介護サービスの質の向上等

290億円

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援及び資質の向上 27億円

- ・地域におけるケアマネジャーの支援体制を強化するため、基幹型在宅介護支援センター等を核とし、関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行うケアマネジメントリーダーの養成を進めるとともに、その活動を支援する。
- ・ケアマネジャーの資質向上を図るため、現任研修において事例演習等を通じたより高度な専門研修課程を新設し、習熟度に応じた技術の向上を図る。

- 痴呆介護技術等に関する研究と指導者の養成 6.4億円

- ・全国3か所の高齢者痴呆介護研究センターにおいて、痴呆性高齢者の介護技術等に関する研究を実施するとともに、地域において介護技術の指導に当たる指導者の養成研修を実施する。

(4) 要介護認定の仕組みの検討

- **要介護認定ソフト（改訂版）の開発** 15億円
要介護認定の一次判定に用いる「要介護認定ソフト」について、新たな各種調査の結果等を踏まえたソフトを開発し、その試用を行う。

(5) 介護報酬見直しに向けた取組 37億円

- **介護報酬見直しに係るシステム改修** 35億円
介護報酬の見直しに係る市町村の事務処理システム及び国民健康保険団体連合会の審査支払システムのプログラム改修を行う。
- **介護事業経営実態調査の実施** 2.5億円
介護報酬見直しの基礎資料を得るため、全国の介護保険施設や指定居宅サービス事業者等を対象に、収支の状況、資産等の状況、従業員及び給与の状況等、その経営実態を調査する。

(6) 福祉用具・住宅改修の普及・適切な活用の促進

- **在宅介護支援センター等による福祉用具・住宅改修の活用の支援** 5.2億円
福祉用具や住宅改修の適切な活用を進めるため、介護実習・普及センター等における専門的な研修を拡充するとともに、在宅介護支援センター等における福祉用具・住宅改修の専門家による相談援助体制の整備を図る。

3 長期的に安定した信頼される年金制度の構築

○ 年金給付費国庫負担金

5兆4,919億円

* 平成14年度の年金額

・平成13年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、物価スライドの特例措置を講じ、平成14年度の年金額は前年度と同額とする。

・厚生年金（サラリーマン世帯の標準的な年金額）（月額）		238,125円
・国民年金（月額）	老齢基礎年金	67,017円
	老齢福祉年金	34,333円
	障害基礎年金（1級）	83,775円
	障害基礎年金（2級）	67,017円

※ 物価スライドの特例措置による財政影響を後世代に先送りしないための方策を検討する。

* 20歳前障害に係る障害基礎年金の本人の所得制限限度額の引上げ

・2人世帯：収入ベース

(平成13年度)		(平成14年度)
558.8万円	→	565.6万円（一部停止）
681.3万円	→	689.0万円（全部停止）

第8 安心して働ける環境づくり

経済社会の構造変化の中で、労働者が安心して働ける環境を整備していくことは引き続き重要な課題である。

このため、多様な働き方を可能とする労働環境の整備、健康で安心して働ける職場づくり、労働関係の個別化・複雑化の中で安心して働ける条件整備等の施策を推進する。

1 多様な働き方を可能とする労働環境の整備

333億円

(1) 創造的・自律的な働き方を可能にする環境整備

315億円

○ 裁量労働制等の検討

51百万円

企画業務型裁量労働制を導入している事業場等の実態を調査、把握し、今後のあり方についての検討に必要な情報を分析、整理する。

○ 長期休暇制度の普及促進

6.3億円

年次有給休暇と週休日等との組合せにより2週間程度連続する「長期休暇（L休暇）」の普及に向けて、シンポジウム開催等普及啓発、先行して取組を行うモデル企業及び事業主団体を対象とした助成等を実施する。

○ 未払賃金立替払制度の適正な運営

244億円

企業倒産によって賃金が未払いのまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正に実施する。

(2) 在宅就業対策の推進

○ 在宅就業対策の推進

1.1億円

在宅就業を支援するため、自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供する。

(3) 個別労働紛争解決制度の充実

15億円

○ 総合的な個別労働紛争対策の推進

14億円

企業組織の再編等に伴う個別労働紛争の増加に対応するため、総合労働相談窓口における相談、都道府県労働局の紛争調整委員会によるあっせん等を実施する。